

**医療法人仁雄会 穂高病院**  
**指定居宅サービス（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）運営規程**

第1条 医療法人仁雄会が開設する穂高病院が実施する指定居宅サービス（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は、要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定居宅サービス（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 事業の従業者は要支援者・要介護者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の居宅において理学療法・作業療法・言語聴覚療法を行なうことにより心身の機能の維持・回復を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 訪問リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 4 介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名 称 医療法人仁雄会 穂高病院
- （2） 所在地 長野県安曇野市穂高4634

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 統括管理者 1名（兼任）

管理者として医師1名を置く。管理者は所属職員を監督し、関連機関との連携をはかり設備や物品の衛生管理を行い、緊急の対応をするなどの適切な事業の運営がおこ

なわれるよう統括する。

② サービス提供責任者 1名（兼任）

責任者を1名置く。訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関わる理学療法士・作業療法士から選出する。事業を統括しリハビリテーション科科长と連携して、関係部署との連携をはかる。介護支援専門員や利用者、家族に対してサービスが提供できるように調節する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日  
ただし、国民の祝祭日、穂高病院の休診日を除く。
- 2 営業時間1 8時30分から17時30分  
月曜日・火曜日・水曜日・金曜日
- 営業時間2 8時30分から12時30分  
木曜日・土曜日

（事業の内容）

第7条

- 1 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は理学療法・作業療法・言語聴覚療法とする。
- 2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について、利用者又はその家族に対し、必要な指導又は説明を行うとともに適切なリハビリテーションを提供する。

（利用料その他の費用の額）

第8条

- 1 この事業の利用料の額は利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）とする。
- 2 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

（事業の実施地域）

第9条 安曇野市をサービスの実施地域とする。（左記地域以外の方でも希望があった場合は相談の上実施する）

(相談・苦情処理)

#### 第10条

- 1 提供した指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応する。
- 2 指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関しては、利用者に対し必要な援助を行う。
- 3 市町村が行う文書、その他の物件の提出または提示、質問または紹介に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。
- 4 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は必要な改善を行う。
- 5 苦情処理担当者はその具体的内容等を記録し、保存するものとする。
- 6 職員に対する苦情処理対応の研修計画（年間の職場内研修および職場外研修等）  
苦情処理対応の研修に積極的に参加し、また職場内においても定期的な研修を行う。
  - (1) 職員の待遇について年1回内部研修会を開催する。
  - (2) 長野県、広域行政組合、職能団体が主催する研修会に参加する。

(事故発生時の対応)

#### 第11条

- 1 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について必要な事項を記録し、保存するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束の禁止)

#### 第12条

- 1 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急、その他やむを得ない理由など必要な事項を記録し、保存するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施する。
  - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果を周知徹底する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定および設置する。
- 2 成年後見制度の利用支援を行う。
- 3 苦情処理体制を整備する。
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- 5 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催および結果を周知徹底する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 14 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関しての留意事項)

第 15 条

- 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
  - ② 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、利用者等に対する指定居宅サービス等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅サービス等の提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人仁雄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は 平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

平成 20 年 8 月 18 日 一部改正

平成 24 年 7 月 10 日 一部改正

平成 24 年 11 月 20 日 一部改正

令和 3 年 8 月 2 日 一部改正

令和 6 年 3 月 30 日 一部改正